

判例研究

有限会社社の財務諸表の任意監査において、監査人が経理部長の不正行為を発見できないまま無限定適正意見を表明したことが、監査契約上の債務不履行に当たらないとされた事例（日本コッパース事件控訴審判決）

（東京高判平成七年九月二八日
平成三年（ホ）九七三号・一〇八四号 損害賠償請求控訴事件）
判例時報一五五二号一七八頁

〔判示事項〕

- 一 有限会社社について、企業会計原則は何ら法的な拘束力を持たず、計算書類規則も直接の適用がない。
 - 二 有限会社社の任意監査にあたって、監査人は入担資産の有無について監査する必要はなく、定期預金の実査（閲覧）を行う義務もない。
 - 三 監査人が職業的専門家の正当な注意をもって監査を実施すれば、従業員等の不正行為を発見できないまま無限定適正意見を表明したことが、監査契約上の債務不履行に当たらないとされた事例（日本コッパース事件控訴審判決）
- 〔参照条文〕
- 民法四一五条・六四四条、商法三二条二項、商法特例法八条・九条・一〇条
- 〔事実〕
- 限定の適正意見を表明しても責任を負わない。
被監査会社の内部統制組織が不備であるというだけでは、従業員等の不正発見を直接の目的として監査を実施すべきであるとまではいえない。

原告X（日本コッパース有限公司）は、ドイツのK会社（クルップ・コッパースGmbH）が日本法に基づいて設立した子会社で、日本国内においてコークスの製造・販売を行っていた。

昭和四七年、X会社は被告Y₁公認会計士に任意監査を依頼した。その後毎年、同監査契約は更新されてきていたが、昭和五〇年にY₁が被告Y₂監査法人を設立したため、その後はY₂が同監査契約上の監査人としての地位を承継している。Y₂監査法人は昭和五三年の一月と二月に、昭和五二年一月三十一日現在のX会社の財務諸表（貸借対照表および損益計算書のみ）についての監査を実施した。

なお、本監査はX会社とその親会社K会社との連結財務諸表の作成を目的とした、通常の財務諸表監査であって、契約自体に「不正発見目的」もしくは「不正発見に重点を置く」との特約はなかった。同年度のX会社の貸借対照表には借入金という勘定科目は存在せず、かつ入担資産の注記もなかった。また、昭和五二年度の監査報酬は一三〇万円であり、これは、X会社について法定監査を行った場合の報酬額約三〇〇万円（評釈者注…日本公認会計士協会の「法定監査の標準報酬規定」による）に比べて著しく低額であった。

Y₂は昭和五三年二月二〇日付で、無限定適正意見を付した監査報告書をX会社に提出した。

ところが、昭和五二年一月三十一日現在、X会社には、本件監査の同社側窓口であった経理部長のAが帳簿外で犯した不正行為により、次のような事実が生じていた。

- ① C銀行からの二億円の不正借入れ
- ② C銀行に対する定期預金二億五百万円の無断担保差入れ
- ③ D銀行からの二億七千万円の不正借入れ（無担保）
- ④ D銀行に対する定期預金一千万円二口の無断解約
- ⑤ 支払手形四億四一〇五万一千円の不正振出（簿外処理）

上記のような不正行為が明るみに出るのを防ぐため、Aは当座預金照合表の偽造等の入念な隠蔽工作を行っていた。実際に監査手続を担当したB公認会計士補は、Aの工作や言い逃れに引っかけ、定期預金証書や通帳を実査しておらず、また銀行から預金残高証明書を直接入手することなく、Aが銀行から入手していた定期預金の残高証明書を使用して監査を行ったことなどにより、結果としてこれらの事実を発見することができなかったのである。なお、Aは本件監査直後より、すべての偽造・隠蔽工作を放棄し、横

領行為を継続していた。

そこでXは、Y₂監査法人が当該不正行為を発見できなかったことは監査過誤に当たると主張して、Y₂に対しては債務不履行により、Y₁ら十一名（Y₂監査法人の社員、承継人ら）に対しては公認会計士法三四条の二二が準用する商法八〇条一項の責任により、合計六億円余、被告Y₂保険会社に対しては債権者代位権の行使による保険契約上の請求権により二億五千万円の支払を求めて、本訴を提起した。

原審の東京地裁平成三年三月一九日判決は、K会社とX会社両方が監査契約の当事者であり、X会社に当事者適格があると認めた上で、不正行為の発見は直接の依頼内容ではないが、通常の監査手続を実施する中で不正行為が発見できるならば、これを見逃さないように求められており、X会社の内部統制組織の不備から、従業員の不正行為を誘発する可能性があった状況からして、定期預金証書等の実査をせず、残高証明書を手元から直接入手しなかったことは注意義務違反であるとし、Y₂の損害賠償責任を認めた上で、昭和五三年二月二〇日以前に生じた損害についてはY₂に責任はないものとして、それ以後になされたAの不正行為による損害額を二億三八九万三千九百一十二円と算定した。その上で、X会社の取締役には銀行届出印や手形帳、小切

手帳の保管等に関して監督上の過失があったとして八割の過失相殺をし、Y₂に対してのみ四七七九万二千七八二円の損害賠償を命じた。

これに対して、Xは過失相殺の割合が大きすぎるとし、またY₂は、監査契約の相手方は親会社たるK会社のみであり、不正の発見は監査の目的に含まれていないこと、監査人としての注意義務は尽くしていること等を主張して、両者ともに控訴したのが本件である。

X敗訴（確定）。

〔判旨〕

一 定期預金の入担の有無についての監査の要否

「今日の財務諸表監査は、被監査会社の採用している会計処理方法が一般に公正妥当と認められた会計処理基準に準拠しているか否か、右会計処理方法に継続性が認められるか否か、財務諸表の表示方法が一般に公正妥当と認められる基準に準拠しているか否かを検証することによって、被監査会社作成の財務諸表が被監査会社の財政状態と経営成績を適正に表示しているか否かについて、監査人の意見を表明することを目的としている。」

「……企業会計原則の第三貸借対照表原則一Cは、債務の担保に供している資産等企業の財政状態を判断するため

に重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならないと定めている。しかし、企業会計原則は、証券取引法の適用のある公開会社の会計向けの監査基準であり、有限会社には適用されない。」

「……企業会計原則には法的な拘束力はないものというべきである。また、有限会社が企業会計原則に基づいて財務諸表を作成すべきものとする商慣習の存在することも認められない。」

「商法三二条二項が総則規定として有限会社にも適用されると解しても、資本金一億円以下の小株式会社よりも更に小規模な有限会社について、株式公開の大会社に適用される証取会計向けの企業会計原則の全体が、商法の計算書類規則を越えて、商法三二条二項の『公正ナル会計慣行』であるということはできない。したがって、企業会計原則は、有限会社については、何ら法的な拘束力を及ぼさないものである。」

「商法の計算書類規則（株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則）は、株式会社にのみ適用されるものであり、有限会社に直接適用されるものではない。」

「昭和五二、三年当時、資本金二〇〇〇万円の有限会社

であったXは、同規模の小株式会社に準じて商法の計算書類規則に従って貸借対照表、損益計算書を作成すれば十分であった。資本金二〇〇〇万円の有限会社の貸借対照表に入担資産の注記が記載されていなければ、監査人は、計算書類規則（改正前の四七条）に従って小株式会社に準じて入担資産の注記を省略しているものと解してよい。また、本件監査では、附属明細書は監査対象になっておらず、計算書類規則上の附属明細書の担保明細についても監査する必要はなかった。」

「本件監査の被監査会社であるXは、前受金の入金があつてから下請け代金を支払えば足りるという特殊な業務形態であつて、借入金が必要としない財務体質（無借金体質）の会社であつたことから、会社の財務諸表に借入金勘定科目がなく、入担の事実が注記されないのが常態であつて、本件監査において、入担資産の有無は監査要点（監査の立証命題）になつていなかった。」

「……この監査基準、監査実施準則は、証券取引法に基づく監査を対象とするものであり、中小企業に対する任意監査には直接適用されるものではなく、その監査手続の上限を示すものである。したがって、監査基準、監査準則に盛られた監査に関する一般的な原則が有限会社に適用され

ることはあっても、その全体が常に有限会社に機械的に適用されるものではなく、また、有限会社につき、監査基準、監査実施準則に基づき監査を実施する商慣習があるとも認められない。」

「以上によれば、本件監査において、入担資産の有無は監査要点ではなかったから、Y₂監査法人は、定期預金の入担の有無について監査する必要はなかったというべきである。したがって、Y₂監査法人は、本件監査において、預金残高証明書により預金残高の妥当性、即ち実在性を監査すれば足り、入担の有無の監査のため定期預金の通帳・証書の実査（閲覧）を行うべき義務はなかった。」

二 本件監査と不正発見目的との関係

「財務諸表監査においては、監査人は、財務諸表の適否について意見を表明するものであって、財務諸表の正確性や特定の客観的事実（例えば、役員、役職者、従業員の不正行為のないこと）の存否を証明するものではない。」

「……不正発見目的の合意のない限り、財務諸表監査においては、使い込み等の不正発見を目的とした監査手続を行う必要はない。」

「本件監査契約においては、不正を発見すべしという特約はなかった。このことは、本件の監査報酬が約一三〇万

円であって、証取監査の標準報酬の半額以下であったことから裏付けられる。このように不正発見目的の特約がなかったことに加え、監査報酬が低額であったことから、本件監査は特に不正発見が期待されている監査ではなかったということができる。」

「……昭和五二、三年当時、不正発見目的の特約のない通常の財務諸表監査において、監査人は、一般に公正妥当と認められた監査基準に従い、職業的専門家の正当な注意をもって監査を実施すれば足り、監査人が右注意義務を尽くしていれば、幹部職員、従業員等の不正行為を発見できないまま無限定の適正意見を表明したとしても、責任を負うことはないというべきである。」

三 内部統制組織の不備と監査の関係

「被監査会社の内部統制組織が不備であるというだけでは、従業員、幹部職員の不正発見を直接の目的として監査を実施すべきであるとまではいえない。」

「……内部統制組織に不備があるからといって、監査要点と関係なく、特定の監査手続として、通帳・証書の実査（閲覧）だけは行うべきであるということにはならない。」

また、財務諸表監査は不正発見を目的とするものではないから、監査人は、内部統制に不備があることを理由とし

て、監査要点がないのに、監査実施準則に機械的に従って通帳・証書の実査（閲覧）するよう義務づけられるものでもない。」

四 定期預金の実在性と利用可能性

「定期預金の実在性という監査要点には通帳・証書が手元にあつてその利用が可能であるという利用可能性は含まれていない。」

「……証取監査を対象とする監査実施準則ですら、定期預金の実在性の監査手続としては、通帳・証書が手元にあつて実質的にその利用が可能であるという利用可能性を確かめることを義務づけたことはなかったし、そのための監査手続として、通帳・証書の実査（閲覧）を義務づけてはいなかった。換言すれば、従来、預金の監査手続において、通帳・証書の閲覧が必要とされてきたのは、預金を担保に入れて借り入れをしていないかどうかを確かめるためであったのである。」

「……我が国では、監査人は、一年以内に弁済期が到来する預金債権であつて銀行が残高を認め法的に存在することを確かめることができれば十分であり、通帳・証書が手元にあつて実質的に利用可能であり即時支払に充足できることまでを確かめることは、貸借対照表の表示内容とし

て監査人に義務づけられていない。」

五 定期預金の残高証明書の入手義務

「……昭和五二、三年当時、監査人は、定期預金の残高証明書について、被監査会社が行から発行してもらつて用意していたものを利用すれば足り、監査人に残高証明書の直接入手義務はなかった。」

六 総括

「……Y₂監査法人は、本件監査において、昭和五二、三年当時、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、職業的専門家としての正当な注意をもつて監査手続を実施したということができ、C銀行の定期預金通帳がXに存在しなかったこと等に関し、これをA経理部長の不正に結び付けて追及すべき疑念を持たなかったことにつき注意義務違反（過失）はないというべきである。」

したがって、Y₂監査法人は、本件監査において、A経理部長の不正行為を発見できないまま無限定の適正意見を表明したことについて、本件監査契約上、債務不履行の責任を負わない。」

「したがって、その余の点について判断するまでもなく、XのY₂監査法人に対する本件監査契約における債務不履行に基づく損害賠償請求は理由がない。」

〔評釈〕

判旨に反対。

一 本件は、有限会社の任意監査についてではあるが、わが国において、会計監査人たる監査法人の被監査会社に対する損害賠償責任の有無が争われた初めての事件である。第一審判決がその責任を認めたのに対して、控訴審判決はこれを否定しており、両判決の商法・会計学双方の学界における評価も賛否両論に分かれている。

総論的な観点からすれば、この事件は法制度上の期待と社会的期待との間の、エクスペディション・ギャップに起因するものと指摘されるところのものであり（倉澤康一郎「監査人に対する社会的期待とその責任」監査役二九一号四頁、江村稔「日本コッパース事件の監査論的意義」JICPAジャーナル八巻二号一九頁、鳥羽至英「日本コッパース有限公司社事件とそれが残したもの（二）」會計一五一卷二号三九頁。なお、千代田教授は、本件監査が行われた当時の監査を巡るエクスペディション・ギャップについて詳細に検討されている（千代田邦夫「日本コッパース事件の判決から」會計一五一卷五号九九一—一〇六頁）。もし、それが本当に相当の乖離を持ったまま、すなわち「会計監査」という言葉の理解が契約の当事者間で極端に異なっ

いたのであれば、意思の不一致による契約の不成立ないし、錯誤の問題であつた可能性もある）、二つの判決が同一の具体的事案において、会計監査人の注意義務に關し全く正反対の結論を導き出した原因もまた、根本的には裁判官の「会計監査に対する期待の差」にあるものと分析されている（上野正彦「日本コッパース事件とその判決」JICPAジャーナル四八七号一三頁・一六頁）。

本件における基本的な問題は、X会社のA経理部長の行った数々の不正行為を発見できなかったY監査法人が、任意監査契約上の債務不履行責任（民法四一五条）を負うべきか否かというところにある。具体的には、実際に監査を担当したB公認会計士補が定期預金証書または通帳の実査を行わず、その結果C銀行からの不正借入の際の定期預金に対する担保権の設定の事実を見落としたことが任務懈怠となるかどうかという判断が結論を分けることとなっている。

二 本件において争点の一つとなっているのが、監査契約上の不正発見という目的の有無である。それが本件監査の目的に含まれていたのであれば、監査の結果としての監査報告書に記載される無限定適正意見が、不正行為の不存在を証明する趣旨のものとして評価されることもありうるか

ら、それにもかかわらず現実に不正行為が存在した場合に
は、そのことだけで監査人に職務違反の責任が生ずる可能
性があることとなる（倉澤・前掲六頁、石山卓磨「本件第
一審判批」法律のひろば四五巻六号七六頁）。

これには、財務諸表監査そのものにその目的が含まれて
いる場合と、別に特約がある場合（「実態監査」・鳥羽至英
「日本コッパース有有限会社事件とそれが残したものの（二・
完）」會計一五一巻三号七五頁注（6）参照）とがありう
る。本件で問題となっている監査が、法定監査を強制され
ない有限会社についての任意監査であり、任意監査にあつ
ては、監査の目的や内容は契約によって自由に定めること
ができるものとする理解が一般的である（龍田節「任意監
査と監査人の責任―日本コッパース事件の高裁判決―」商
事法務一四一一号五六頁、加藤一和「監査人の責任」J I
CPA ジャーナル四三三五号六四頁、「スクランブル」会計
士の名譽は本当に守られたのか」（筆者匿名）商事法務一
四〇三号五九頁。なお、このような理解が妥当であるか否
かについては後述する）ため、これにしたがえば不正発見
を目的とする特約の有無が問題となるが、原審判決も本判
決も従業員の不正発見のための調査をするという特約は、
契約の内容に含まれていなかったと認定している。

そこで、通常の会計監査自体に不正発見の目的が含まれ
ているか否かが問題となる。平成三年改訂前の監査基準の
第三報告基準二は、会計監査人の行う監査報告書上の意見
について、「財務諸表に対する意見の表明は、財務諸表が
企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているかどう
かについてなされなければならない。」として、現代にお
ける会計監査の目的が、監査報告書に記載される監査人の
意見表明によって、企業をめぐる利害関係者の利益を擁護
するところにあることを明らかにする。また、かつて監査
論における代表的な体系書とされていた日下部教授の著書
によれば、財務諸表監査は、かかる主目的を持つと同時に、
会計上の重要な不正・誤謬を発見または防止することを、
その第二の目的として有するものとされている（日下部興
市・新会計監査詳説〔全訂版〕八頁）。ただし、この第二
の目的にいう不正の発見とは正確には従業員による不正の
発見に限られるはずである。けだし、財務諸表を作成する
経営者の不正はまさに粉飾決算の問題として現れてくるも
のであり、会計監査の主目的に含まれるはずだからである
（日下部・前掲二一頁、三澤一・会計監査論〔二訂版〕一
三頁。山井忠恕・松田信男・監査基準精説〔第三増補版〕
二〇頁参照）。

結局、現代の会計監査においては、これら二つの目的が別の次元のものとして捉えられているわけではない。すなわち、その利害関係者の判断を誤らせないために必要に限りにおいて、言い換えれば財務諸表の信頼性を担保するのに必要な限度において、財務諸表の適否の大局的な判断に影響が及ぶほどの重大な不正・誤謬のないことを確認するという意味で、会計上の不正・誤謬の発見が監査の目的に含まれざるを得ないのであり（日下部・前掲一八頁、倉澤・前掲八頁、片木晴彦「監査基準と企業の不正行為」・蓮井・今井古希記念企業監査とリスク管理の法構造六八頁、加美和照「有限会社の任意監査人の責任」平成三年度重要判例解説九八頁、山村忠平「本件第一審判批」金融・商事判例八七三号四八頁、弥永真生「不正発見と会計監査人（上）」ジュリスト一一一五号九二頁、上野・前掲一四一一五頁）、会計監査の「第二の」ないし「副次的な」目的とは、このことを指すものでなければならぬのである。

もちろん内部統制組織の整備・運用を前提として、試査等の技術を用いて行う外部監査ではすべての不正を摘発できるものではない（河合秀敏「適正意見表明と会計監査人の役割・責任」税経通信五三巻七号一〇八頁）から、財務諸表の適正性に重大な影響を与える程度の不正・誤謬の発

見ができないまま監査意見を表明してしまった場合には、会計監査人の任務懈怠の有無、すなわち尽くすべき注意義務を尽くしていたかどうか、具体的には「一般に認められた監査基準」に準拠しなかったことよって生じたものであるかが問題とされることになる（河合秀敏・現代監査の論理一四頁参照）。

そうすると論理の順序としては、本件におけるAによる不正行為の結果としての事実が、X会社の財務諸表の適正性に重大な影響を与えるような不正・誤謬に当たるか否かが、まず判断されなければならないはずである（倉澤・前掲九頁）が、原審・控訴審両判決ともこれには触れていない。この点については、X会社の資本金が二千万円であるのに対して（売上高は不明であるが）、本件における不正行為が金額にして九億円を超えるということからすれば、財務諸表の適正性に重大な影響を与える程の不正に当たると判断されざるを得ないものと思われる（龍田節「有限会社の任意監査人の責任」商事法務一二四九号五七―五八頁、加美・前掲九八頁、弥永真生「本件第一審判批」ジュリスト一〇七八号一一六頁、徐聖浩「本件判批」早稲田法学七三巻二号一七九頁）。

なお、現代の財務諸表監査において会計監査人が責任を

負うべきものは、あくまでも財務諸表の重大な虚偽記載を看過したことによる虚偽証明についてであって、虚偽証明をもたらした不正を見落としたことについてではない（近藤光男「本件第一審判批」判例評論三九五号五〇頁、鳥羽・前掲・會計一五一巻二四三頁。その意味で本件訴訟の枠組みが、「虚偽証明によって受けた損害」ではなく、「虚偽記載をもたらした原因である不正によって被った損害」についての損害賠償の請求という形になっている点で（鳥羽・前掲・會計一五一巻二四三頁）、ある種のねじれの関係にあることは否めない）。

以上のような考察を踏まえた上で観察すると、原審は「……たとえ財務諸表の監査が被用者の不正行為の発見を主な目的にするものでなく、また適正意見の表明が被用者の不正行為のないことの証明をするものでないとしても、財務諸表に著しい影響を与える不正がないことを確かめるのであれば、財務諸表の適正性に対する意見の表明が無意味になる（カッコ内省略）ことに変わりはなく、また、独立監査人は、一般に認められた監査基準の下という範囲内と、監査過程の固有の限界内に限られるのではあるが、財務諸表に著しい影響を与えるであろう誤謬、不正を発見すべく監査計画を立案し、監査の実施に当たり然るべき技

術を駆使し、正当な注意を払うことが可能であり、またそのような手続によって監査を行うことが期待されているものと考えられる。」（判例時報一三八一号一二二頁）としており、正しい認識を示すものと評価できる。

一方、本件控訴審判決はこの点に言及せず、「監査の途上で不正を発見することもありうるが、それは副次的なものにすぎ」ず、「不正発見目的の合意のない限り、財務諸表監査においては、使い込み等の不正発見を目的とした監査手続を行う必要はない。」（判例時報一五五二号一三四頁）としており、その読み方によっては、「副次的」という言葉の意味を誤っているのではないかとの指摘がなされることとなる（弥永・前掲ジュリスト一一一五号九三頁）。そもそも監査報告書の無限定適正意見とは、会計監査人が会計監査のプロフェッショナルとして、その責任において、当該被監査会社の財務諸表の適正性を担保するものであり、企業を巡る利害関係者が、その表示を信頼する拠り所となるものであって、決して監査契約の当事者だけに関係があるというような問題ではない（商法特例法一〇条参照）。つまり監査報告書に意見を付する以上は、「任意監査」だからといって、当事者間の意思だけで自由にその内容を決められるというものではないはずである（本来の意味から

すれば、ここでの「任意」とは法律によって強制されて行うものではないということを指しての「任意」であって、内容を自由に決められるという意味ではない。したがって、本件のように特別の合意がない以上、監査基準・監査実施準則に盛り込まれた監査手続による監査の依頼があったものと考えるべきである（民法九二条参照）とする主張（龍田・前掲・商事法務一二四九号五八頁、倉澤・前掲一〇頁、石山・前掲七八頁、徐・前掲一八五頁）には説得力がある。

もともと企業会計原則や監査実施準則等の、法定監査において基準とされる諸規範は大規模株式会社をその直接の対象としているから、本件監査のように有限会社を対象とするような場合には、平成三年改訂により削除される前の監査実施準則の第二「通常の手続」に盛り込まれた個々の手続（改訂以前のこれらの諸手続をどのように理解すべきかは問題が存したが）を忠実に行うことができないということもありうる。したがって、任意監査においては監査報告書の意見表明に責任を持つことのできるだけのレベル（監査リスクを一定水準以下に抑え監査の有効性を保持できるレベル（森實・現代監査論三頁参照）、すなわち法定監査の

場合と同程度の精度を満たす監査手続の実施が要求されているものと理解しなければならない。言い換えれば会計監査人が行う「監査」である以上、その水準は自ずから監査基準の示すところに定まるはずなのである（倉澤・前掲一〇頁、鳥羽・前掲・會計一五一巻三号七三頁。千代田・前掲一一四頁参照。反対・居林次雄「会計監査人の法的責任」富山大学経済論集三七巻三号八頁。なお、弥永・前掲・ジュリスト一〇七八号一一七頁は、本来「監査」と呼ぶべきではないかもしれないが、任意監査では多少レベルの低い設定がありうるものとする）。

また、本件の監査契約について見ても、親会社K社との連結財務諸表作成に関わるものである以上、K社が受けると同程度の精度を持った監査（本多潤一「西ドイツの監査とその周辺（その6）」企業会計三八巻六号二二二頁参照）でなければ無意味であろう。ただし、信頼性の高い財務諸表と信頼性の低い財務諸表とを連結すれば、その結果として作成される連結財務諸表は低い信頼性しか持たないものとならざるを得ないからである。

結局、会計監査人の責任の有無は、注意義務の基準となる、監査基準・監査実施準則の示すところの有機的一体としての監査のレベルをクリアする監査が実施されていた

か否かにかかっていることとなる（鳥羽・前掲・會計一五一卷二号四五頁）。

なお、千代田教授はこの理解を前提とされながら、監査基準に「監査人は財務諸表に著しい影響を与えるであろう誤謬・不正を追求すること」といった内容の条文がないことをもって、当時（平成三年の監査実施準則の改訂前）の監査実務上は、監査人に責任が存しないとされる（千代田・前掲一〇二一〇六頁）。しかしながら、監査基準は「監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則」（大蔵省企業会計審議会「監査基準の設定について」）であって、明文の規定が欠けていたとしても、監査基準全体の趣旨から当然に演繹しうる事項であるならば、責任を免れる事由にはならない。また、その改訂は法律不遡及の原則の適用を受ける法令の改訂とは異なり、それ以前に、公正妥当な慣行として改訂後の内容が形成されているはずのものであり（倉澤・前掲一一頁）、かつ監査実務がイコール公正妥当な慣行とされるわけでもないから、かかる結論が必然的に導かれるわけではないのである。

三 本件で問題となったような、故意に帳簿上に記載されていない借入金のごとき簿外負債の存在自体を、会計監査

人が直接発見することは事実上不可能である（鳥羽・前掲・會計一五一卷三号六四頁）が、通常はこのような場合、当座預金の動きに不自然なものが出てくるはずであり、本件でもX会社の当座預金口座に不正借入金に相当する金額が振り込まれていたものと思われる。それにもかかわらずB公認会計士補が不正行為発見の端緒をつかめなかったのは、Aによる当座預金照合表の偽造という、過去に例のない隠蔽工作のためであり、ここにはY₂監査法人の過失を見出すことができないとみてか、原告（X）側は発見のきつかけとなりうる貸借対照表上への「担保権設定についての注記」という問題を持ち出してきている。すなわち、Y₂監査法人はX会社から貸借対照表および損益計算書の監査を依頼されており、定期預金についての担保権設定が法定の記載事項であるならば、監査人は少なくとも貸借対照表の適正性を検証するために、その有無を確認する手続を行う義務を持つはずだといえるのである。

ところが、法務省令の「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（計算書類規則）二四条の二は「資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。」と定めているが、Xは有限会社であるから計算書類規則の直接適用はない。有

限会社についての計算規定が不備であることもあって、実務上は有限会社についても、計算書類規則にしたがった貸借対照表および損益計算書が作成されているが、同規則三条の四（昭和五七年改正前の四七条）が、株式会社の場合であっても商法特例法上の小会社については注記を省略することのできる旨を定めていることからすれば、本件控訴審の判示（判例時報一五五二号一三三—一三四頁）のように、同規則二四条の二を有限会社に類推適用することはできないものと解さざるを得ない（倉澤・前掲九頁、弥永・前掲・ジュリスト一〇七八号一六頁。加藤・前掲六五頁参照）。

また、同規則四七条一項（昭和五七年改正前の四五条一項）には附属明細書の記載事項についての規定があり、その四号には「資産につき設定している担保権の明細」という項目が掲げられているが、本件判旨は、当該監査の対象が貸借対照表および損益計算書だけに限定されており、附属明細書が除外されていることからすれば、これを援用する余地はないとする（判例時報一五五二号一三四頁。これに賛成するものに加藤・前掲六六頁）。もともと、原告（X）の主張のように、たとえ附属明細書が監査対象に含まれていなかったとしても、それは貸借対照表および損益計算書

と一体となって財務諸表を構成するものであり、会計監査の実務上は附属明細書を抜きにして貸借対照表や損益計算書の数字だけを検証できるものではなく、当然にそれをも対象とした監査手続が必要なのはどうか（鳥羽・前掲・會計一五一卷三号六四頁）との疑問は残る。

一方企業会計原則では、貸借対照表原則一Cに「債務の担保に供している資産」を貸借対照表に注記しなければならないとする規定がある。そこで有限会社にも適用されるどころの商法総則中の規定たる商法三二条二項（いわゆる「包括規定」）により、企業会計原則は有限会社にも適用されるべきであり、したがって貸借対照表原則一Cにより入担資産の注記が義務づけられているのではないかとも考えられる。この点について原審は、「商法三二条二項は、法文に規定のない事柄についての解釈基準であって、法文の上で貸借対照表に入担の注記をする義務がない有限会社については」適用がないと判示する。これに対しては、「法文の上」ではないけれども商法三二条二項によって注記の義務があるものと解することができるか否かが問題とされなければならないとの批判（倉澤・前掲九一—一〇頁、山村・前掲五〇頁、同・会計監査人の社会的役割一五五頁）が妥当する。

また本件控訴審判決は、企業会計原則は上場企業において適用されることを前提とした、啓蒙的な学理・学説を含むものであって、法的な拘束力がないと判示しており（判例時報一五五二号一三三頁）、これに賛意を示す論者もある（江村・前掲一九頁、同・企業会計と商法六六一七頁、居林次雄「本件判批」金融・商事判例九八一号四五頁。居林・前掲・富山大学経済論集三七卷三三六頁・一三三頁参照）が、このような理解の仕方は企業会計原則設定の趣旨に反し、商法三二条二項を無視するものだと強い批判もなされている（龍田・前掲・商事法務一四一一号六一頁）。商法三二条二項の立法の経緯からしても、また現在のわが国における会計規範全体を俯瞰してみた場合も、企業会計原則が「公正ナル会計慣行」の中核をなすものであることは間違いないところであり、あくまでも「公正ナル会計慣行」としての企業会計原則の内容が法的拘束力を持つことは是認されなければならない。慣習もまた責任の発生についての規準となりうるものであり、かつ慣習を特定のオフィシャルな規範がリードすることは、決して珍しいことではないのである。したがって、この点についての控訴審の判旨は疑問である。

さらに本件控訴審判決は、入担資産の注記の必要性につ

いての判断の中で「商法三二条二項が総則規定として有限会社に適応されると解しても、資本金一億円以下の小株式会社よりも更に小規模な有限会社について、株式公開の大会社に適用される証取会計向けの企業会計原則の全体が、商法の計算書類規則を越えて、商法三二条二項の『公正ナル会計慣行』であるということとはできない。したがって、企業会計原則は、有限会社については、何ら法的な拘束力を及ぼさない」（判例時報一五五二号一三三頁）としており、これは、仮に企業会計原則全体の法規範性を否定しなかったとしても、入担資産の注記については計算書類規則が小株式会社に対してその省略を認めている趣旨の方が優先するという意味であるかと思われる。

この点については、担保に入っている資産に関する情報は有限会社についても同様に重要性を有するから、企業会計原則の貸借対照表原則一Cを、有限会社にも適用される「公正ナル会計慣行」として扱うべきであるとするのが本件の第一審および控訴審の判例評釈における多数意見であり（龍田・前掲・商事法務一二四九号五八―五九頁、山村・前掲・金融・商事判例八七三三五〇―五一頁、加美・前掲九九頁、崎田直次「本件第一審判批」私法判例リマックス一九九二（上）一一八頁、石山・前掲七八―七九頁、

同「日本コッパース事件控訴審判決について」監査役三八号八頁）、その理由としては、① 控訴審判決のように企業会計原則の適用を証券取引法会計向けに限定すると、証券取引法の適用を受けない会社については法令以外に会計規範がなくなってしまう、商法三二条二項の働く余地がなくなる（龍田・前掲・商事法務一四一一号五八頁）、② 資産の担保化につき、小株式会社には注記の省略を認めるのであるから、有限会社では当然省略が認められるともいえるが、小株式会社では貸借対照表に注記がなくとも附属明細書により担保権の明細がわかるのに対して有限会社では附属明細書の記載事項が法定されておらず、それを見て担保化を知ることができるとは限らず、それをどこにも示さない会計情報は意味が乏しい（龍田・前掲・商事法務一四一一号五八頁、石山・前掲・監査役三三八号八頁）、③ 担保の有無についての情報は会社の利害関係者の判断の資料として必要である（山村・前掲・金融・商事判例八七三号五〇頁、加美・前掲九九頁）、④ 公告義務のない有限会社では、注記を要求してもそれほど負担にはならない（崎田・前掲二一八頁、加美・前掲九九頁）といった事柄が挙げられている。

これに対しては、小株式会社以外の会社の附属明細書の

記載事項として挙げられているものはすべて重要性があるにもかかわらず、小株式会社についてはその一部の開示を要求しないというのが計算書類規則の一般的な理解であることからすると、特定の項目の受容性は会社の規模によって変化するものであるし、有限会社においては計算書類にやらないでも、株式会社と比べて容易に会計情報を手で得るはずであること、公告において注記すべき事項は、株式会社においても限定されていて、貸借対照表において注記が求められていることがすべて公告されるものではなく（計算書類規則四九条（昭和五七年改正前の四六条）参照）、公告の要否と注記は分けて考えるべきであり、さらに結論としても注記が必要であるとすると、注記が欠けていた場合に取締役の責任（有限会社法三〇条ノ三第二項）を認めることになり、（有限会社における社員と機関との関係の近さや、事実の把握が他の手段により行いうるはずであることとのバランスからして）失当であるとの理由から、有限会社における担保権の注記の必要性を否定する永助教授の主張がある（弥永・前掲・ジュリスト一〇七八号一一六―一一七頁。なお、同助教授は、企業会計原則の貸借対照表原則一Cが「その注記が法定されているときは」注記しなければならないとの規定になっているとの理

由も挙げておられる(弥永・前掲・ジュリスト一〇七八号一一七頁)が、同条項にはこのような条件は付されていない(龍田・前掲・商事法務一四一一号六一頁)。さらに、この意見に対し龍田教授は、どういう方法でそれを知りうるかが示されておらず、また注記等により担保化を示すことを「公正ナル会計慣行」と考えたとすれば、それを怠ったために会社または第三者が損害を受ければ、取締役が責任を負うのは当然であると反論される(龍田・前掲・商事法務一四一一号六一頁)。

しかしながら、小株式会社については注記の省略が認められている(計算書類規則三条の四(昭和五七年改正前の四七条))ことからすれば、小株式会社の取締役は注記しなくても責任を負わないのに対し、有限会社の取締役に責任が発生することになるとするのは整合性を欠くように思われる。

さらに龍田教授は、小株式会社の場合は貸借対照表に注記がなくても附属明細書を見れば担保権の明細がわかるのに対して、有限会社では附属明細書の記載事項が法定されていないから、それを見ても担保権設定の有無がわかるとは限らないとして、このような考え方に反対されている(龍田・前掲・商事法務一四一一号五八頁。同旨・山村・

前掲・会計監査人の社会的役割一五四頁)。たしかに、附属明細書の記載事項を定める計算書類規則は株式会社を対象としたものである(商法中改正法律施行法四九条参照)

から、有限会社にはそれについての明文の規定がないことになるが、もともと計算書類規則が小株式会社に注記の省略を認めたのは、附属明細書を見ればわかるからというものではなく、会社の規模と利害関係者の態様や数を勘案してのことであって(並木俊守・注釈会社法(6)五六九頁)、それほど説得力のあるものではない(本質的には、貸借対照表に注記されていない事項だから、あるいは注記を要求されない事項だから、存在しないものとして扱って監査の対象から除外して構わないものとするような、この議論の前提自体が、外部監査の本質から必然的に会計監査人に求められるところの「職業的専門家としての懷疑的な姿勢」(千代田・前掲一一四頁)に照らして問題なのである(鳥羽・前掲・會計一五一卷三三六四一六五頁参照)。

以上のような検討の結果として、有限会社には入担資産を注記する義務はないと考える。したがって、判旨のこの部分(仮定の上での論旨のようではあるが)については賛成である。

なお、控訴審判決が定期預金の通帳・証書の実査という手続を、担保権設定の有無を調べるためのものとして捉えている点（判例時報一五五二号一三四頁）には疑問がある。すなわち、平成元年五月改訂前の監査実施準則第二通常の監査手続一（三）財務諸表項目の監査手続一現金預金(2)が、「預金については、預金先からの残高証明書を求め、かつ、証書若しくは通帳を閲覧し、又は預金先に対して確認を行い、関係帳簿残高と照合する。」と規定していた（同改訂では「預金については預金先に対して確認を行い、関係帳簿残高と照合する。」と改められている）が、本件判旨は、この監査基準および監査実施準則が証券取引法に基づく監査を対象としたものであって、中小企業に対する任意監査に直接適用されるものではなく、その監査手続の上限を示すものとした上で、ここで要求されている通帳・証書の実査（閲覧）の手続を、入担の有無の確認のためと見て、入担の有無を注記する必要のない有限会社については、不要な手続とする（これに賛成するものに居林・前掲・金融・商事判例九八一号四五―四六頁）。

しかし、監査基準や監査実施準則は、本来有機的一体として、要求されるレベルの監査手続を（大規模株式会社を念頭においてではあるが）設定したものであるから、前述

のように、正確には監査基準および監査実施準則において要求せられるレベルの監査手続の実施が要求されていたものというべきである（その意味で、法的拘束力とか会社の規模・形態に関係するものではない（徐・前掲一七九頁））。また、監査実施準則が要求する(1) 残高証明書と、通帳または証書の併用か、(2) 銀行等への確認によるかいずれかの選択という手続の内、通帳・証書の実査（閲覧）は入担の有無を確かめるための手続であるとするのが本件判旨の見解であるが、この条項にいう残高証明書は直接銀行から入手することが要求されておらず、「監査人による銀行への確認」と同等のレベルを確保するための補完措置として通帳か証書の実査という手続が、それと併せて必要とされるのである（千代田・前掲一一〇―一一二頁）。そもそも監査実施準則の有機的な全体が、法定監査手続のスタンダードとして用いられている以上、少なくとも個々の手続の中の部分的な構成要素たる「通帳または証書の実査」だけを取り出して、その部分だけの目的を云々しながら手続の採否を決めるというのは不自然であろう。つまり、その監査の水準を監査人が満たすためには、Y₂監査法人が(2)の方法を選択した以上、定期預金通帳の入手が必要であったはずである（鳥羽・前掲・會計一五一卷三六六七頁）。

結局、職業監査人には、注意義務として不正の存在に対する一定の懐疑的注意要素が不可欠であり（脇田・前掲五〇頁）、ある監査手続が「通常実施すべき監査手続」として実施されるかどうかは、あくまでも、当該被監査会社の監査を実施して監査意見を表明しなければならぬ監査人の職業的判断によるものであって（脇田・前掲五一頁）、予想される監査リスクとの兼ね合いによらなければならぬのである（森・前掲三頁参照）。

四 原審判決は、平成三年改訂前の監査基準・監査実施規則の下で、有効な内部統制組織が被監査会社に備わっていないと判断される場合には、監査人が通常の監査手続以上に積極的な監査手続を採用することを求めたものと評価されている（片木・前掲六九頁）。これに対して控訴審判決は、「被監査会社の内部統制組織が不備であるというだけでは、従業員、幹部職員の不正行為の発見を直接の目的として監査を実施すべきであるとはいいえない。……財務諸表監査は不正発見を目的とするものではないから、監査人は、内部統制に不備があることを理由として、監査要点がないのに、監査実施準則に機械的に従って通帳・証書の実査（閲覧）するよう義務づけられるものでもない。」（判例時報一五五二号一三五頁）とする。

もともと、旧来の監査とされる「精密監査」ないし「イギリス式監査」では、不正・誤謬の検出と防止がその主目的であり、これはいわば探偵的・監視的な監査という特徴を有していた（目下部・前掲一六頁）。それが、近代になって大局的な見地からの、財務諸表の適正性の確認という目的をメインとするようになる。旧来の監査は企業規模が小さく閉鎖的であった時代の産物で、近代の大規模企業には適合しなくなったためであり、また近代の大企業では内部統制組織、特に内部牽制制度と内部監査制度の整備が行われ、それをもって従業員による不正・誤謬に対処するため、外部監査によるそれらの発見・防止の重要性が相対的に低下したことによる（目下部・前掲一六一―一八頁）。その意味では本件のように、被監査会社の内部統制組織が機能しておらず、いわば前近代的であることの結果として、従業員による不正・誤謬の可能性が大きく、かつ、もともと規模が小さいため、それによって財務諸表に重大な影響が生ずる可能性も大である場合には、不正・誤謬に対する注意をよけいに払うべきものであろう（近藤・前掲五〇頁、龍田・前掲・商事法務一二四九号五九頁。片木晴彦「会社不正と監査人の責任（上）」商事法務一二八四号七頁参照）。

すなわち、外部監査人としては内部統制の不備の程度に応じて監査範囲を拡張し、より強力な証拠をより多く集める必要があり、極端な場合には、個々の取引の精査にまで及ぶこともありうるのであって（日下部・前掲一九頁参照）、財務諸表上の科目の適正表示の立証のために、通常必要とされる以上の強い証拠を形成する必要があったものと考えられるのである（鳥羽・前掲・會計一五一巻二四九頁）。

もし、会計監査人の立場として限られた条件の下で、監査範囲を著しく拡大することが難しいという場合には、①監査報告書にその旨の除外事項をつけて責任の限界を明らかにするか、②会社側と協議の上、監査契約を改訂し、日数と費用の修正を求めるかのいずれかを選ぶべきである（日下部・前掲一九頁）。筆者はその意味で、この事件の本質を、 Y_1 ないし Y_2 が本件監査が行われた当時の監査実施準則第一総論四に沿った、基本的な対応をしていなかったところにあるものと考ええる（なお、原審においては被告側が「内部統制が不十分な場合については、試査の拡大によるべき」と主張していたが、内部統制が不十分といってもここでは程度の問題であって、まったく存在しないとか機能していない場合には、第一総論三の問題ではなく、第一総

論4の指導ないし契約締結自体の問題であろう）。

五 本件控訴審の判旨は、「従来、預金の監査手続において、通帳・証書の閲覧が必要とされてきたのは、預金を担保に入れて借入れをしていないかどうかを確かめるためであった」と繰り返すと同時に、「証拠監査を対象とする監査実施準則ですら、定期預金の実在性の監査手続としては、通帳・証書が手元にあつて実質的にその利用が可能であるという利用可能性を確かめることを義務づけたことはなかったし、そのための監査手続として、通帳・証書の実査（閲覧）を義務づけられてはいなかった。」（判例時報一五五二号一三六頁）とする（これに賛成するものに、江村・前掲・JICPAジャーナル八巻二四九頁一〇頁。結論を同じくするものに、居林・前掲・金融・商事判例九八一号四六頁）。これに対して、原審判決は、担保以外の理由で預金が事実上処分されることもあることに着目して、預金の利用可能性についても監査の要ありとしている。

たしかに、預金の期末残高の実在性は「確認」という方法によって確かめられるのであるが、他から資金を流用して期末だけ預金残高を大きく見せかける粉飾や不正は有りうるから、期末の一点における預金残高の実在性を確認しただけでは、監査人の責任が果たされたということには

ならず、したがって預金通帳・証書が被監査会社の手元にある事実を検証するのではなく、その記帳内容を検証するのが、通常の監査実務であると指摘されており（上野・前掲一五頁）、期末における資産の残高の実査の意義は、かかるものとして理解すべきであろう（日下部・前掲一六八頁参照）。また本質的には、Y₂監査法人の実施した残高の確認方法が試査の前提を無視したものであるとの指摘（永・前掲・ジュリスト一〇七八号一一七頁、石山・前掲・監査役三六八号九頁）は妥当なものであると考えられるから、この点についての判旨にも賛成できない。

島原 宏明